

廿日市市空家等対策計画（案）に関する意見募集の結果について

1. 募集期間

令和8年1月9日（金曜日）から令和8年2月6日（金曜日）まで

2. 公表場所

廿日市市公式ホームページ

廿日市市役所（6階住宅政策課、2階行政資料室）

各支所情報公開コーナー

3. 意見提出方法及び件数

提出方法	通数	意見数
持参	0	0
郵送	0	0
FAX	0	0
ホームページ	1	3
合計	1	3

4. 寄せられたご意見の概要とご意見に対する市の考え方

3件（提出者1名）

番号	関連箇所	ご意見	市の考え方
1	P23 第1章 表17 問題点の 参考数値	表17中に、平成25年度から5年 ピッチの地域別人口の推移と空家 率の推移を並列することにより、空 家の問題点について分析ができな いか。	人口及び空家率の推移に一定の相関関係はあると考えられます。 しかしながら、空家になる要因には死亡、転居、入院又は施設入 所など様々な要因があるため、その具体を分析することが難しい です。このたびは今後の空家の発生に大きく関係すると思われる 「高齢者のみの世帯割合」と空家率を並列することにより問題点 を分析することとしています。

2	P28 第1章 空家等 対策の基本的な 方針	<p>空き家対策として</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外国人就労者の住宅として活用 2. 防災対策のシェルターとして活用 3. 空き家ラインロードを建設する。防火活動対策 4. 公園を建設して地震避難場所、防火対策とする。 	<p>空き家対策の取組については、計画中第3章「1 施策の柱に係る具体的な施策」のとおりです。これらの施策においては、ご意見のとおり、第1章「4 空家等対策の課題」に挙げるように、多文化共生や暮らしの安全の確保など、様々な施策の視点を取り入れながら実施していきます。</p>
3	全体	<p>空き家所有者又は管理者は、税金対策のために空き家を撤去しないのではないか。</p>	<p>ご意見の税金とは、固定資産税と想定されます。土地に対する課税については、住宅用地であれば特例措置により非住宅用地よりも税額を抑えられます。ただし、住宅が空家等対策の推進に関する特別措置法に規定される特定空家等又は管理不全空家等として勧告された場合においては、特例措置が解除されることとなります。本市としては、特定空家等又は管理不全空家等に対する助言・指導及び勧告を積極的に行い、空き家が放置されないように努めていきます。</p>